

天童市建設工事元請下請関係適正化指導要領

(目的)

第1条 この要領は、天童市（以下「市」という。）が発注する建設工事を施工するに当たって、元請と下請との関係の適正化を図ることを目的とし、市が指導するための基準として、元請と下請が遵守すべき必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「元請」とは、特段の定めがある場合を除くほか、下請契約における注文者をいう。この場合において、一つの工事が複数の下請契約により行われるときは、市から直接工事を請け負った者その他全ての下請契約における注文者をいう。

2 この要領において「下請」とは、特段の定めがある場合を除くほか、下請契約における請負者をいう。この場合において、一つの工事が複数の下請契約により行われるときは、市から直接工事を請け負った者、その工事の一部を請け負った者その他全ての下請契約における請負者をいう。

(一括下請負の禁止)

第3条 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条の規定により、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(下請契約締結の義務)

第4条 元請は、下請工事を発注したときは、下請工事の着工前に、次の各号に掲げるいずれかの下請約款及び下請契約書により下請契約を締結し、履行しなければならない。

- (1) 建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）による建設工事下請契約書
- (2) 一般社団法人全国建設業協会が制定した工事下請基本契約約款及び下請工事基本契約書による注文書及び注文請書又は個別工事下請契約約款による注文書及び注文請書で、「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日付け建設省経発第132号）の記書きの要件を満たす書面
- (3) 建設工事標準下請契約約款に準拠した内容の下請契約書

(不当に低い請負代金の禁止)

第5条 元請は、工事の種別ごとの材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「材料費等」という。）を記載した見積書を交付した下請に対し、工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る変更を求めてはならない。

- 2 元請は、下請工事を発注するときは、下請代金額が工事を施工するために必要と認められる原価を満たさない額としてはならない。
- 3 下請は、工事を受注する場合は、自らが保有する低廉な資材を工事に用いることができるとき、先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られているとき、緊急の必要その他やむを得ない事情があるときを除き、請負代金額を工事を施工するために通常必要と認められる原価を満たさない額としてはならない。
- 4 元請は、下請契約の締結後、正当な理由がなく、下請代金額を減じてはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第5条の2 元請は、下請工事を発注するときは、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期としてはならない。

- 2 下請は、工事を受注するときは、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期としてはならない。

(下請体系の把握)

第6条 市から直接工事を請け負った元請は、下請報告書(様式第1号)及び下請業者一覧表(様式第2号)を作成し、市に提出しなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った元請は、下請契約を締結したときは、その下請金額にかかわらず、下請報告書、下請業者一覧表に加えて、施工体系図(様式第3号)、施工体制台帳(様式第4-1号)及び再下請負通知書(様式第4-2号)を作成し、その写しに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項及び第14条の4第3項に規定する書類の写しを添付し、市に提出しなければならない。ただし、再下請負通知書及びその添付書類の提出にあつては、下請がさらに他の建設業を営む者に下請させるときに限る。また、発注者が情報通信技術を利用して施工体制を確認できる場合は、施工体系図、施工体制台帳(作業員名簿を含む。)及び再下請通知書の写しの提出は不要とする。なお、次条以降において、下請業者一覧表、施工体系図、施工体制台帳、再下請負通知書及び添付書類を「下請負業者一覧表等」という。
- 3 下請契約を締結した工事にあつては、工事現場に施工体制台帳及び再下請負通知書を備え置き、施工体系図を掲示しなければならない。
- 4 下請は、労働者名簿及び賃金台帳を整備しなければならない。必要に応じて、元請は、その報告を求めることができる。
- 5 市は、市から直接工事を請け負った元請に対して、必要に応じて下請の施工能力事項、下請工事内容等を記載した書類の提出を求めることができる。

(下請からの暴力団の排除)

第7条 元請は、天童市建設工事請負契約約款(令和2年市告示第29号。以下「約款」という。)第49条第1項第9号に該当する者(以下「暴力団関係業者」とい

う。)を下請(資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。)としてはならない。

- 2 第4条に規定する下請契約締結の義務において、暴力団関係事業者と判明したときに契約を解除できる旨(以下「契約解除条項」という。)を規定しなければならない。
- 3 契約の相手方が暴力団関係事業者と判明したときは、前項に定める契約解除条項に基づき、当該下請契約を解除しなければならない。
- 4 市から直接工事を請け負った元請のうち一般競争(指名競争)建設工事競争入札参加資格者登録簿(建設工事)(以下「建設工事競争入札参加資格者名簿」という。)に登録されている建設業者は、競争入札参加登録申請時に提出した暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)において誓約した事項を誠実に履行するとともに、下請(建設工事の下請に限る。)から誓約書(様式第6号)を徴し、市に提出しなければならない。
- 5 市から直接工事を請け負った元請のうち建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていない建設業者は、市に対して誓約書(様式第5号)を提出するとともに、下請(建設工事の下請に限る。)から誓約書(様式第6号)を徴し、市に提出しなければならない。

(暴力団等からの不当要求時の対応)

第8条 元請及び下請は、天童市暴力団排除条例(平成24年条例第11号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けたときは、ただちに、警察署へ通報するとともに市に報告しなければならない。

(提出時期等)

第9条 契約担当課長は、請負業者と契約を締結する際に、第6条に規定する下請報告書、下請業者一覧表、施工体制台帳及び施工体系図並びに第7条第4項に規定する誓約書(以下「誓約書」という。)等の様式を交付する。

2 第6条に規定する下請報告書及び下請業者一覧表等並びに誓約書の提出時期については次の各号のとおりとする。

- (1) 契約締結時において約款第11条第1項に規定する現場代理人等指定(変更)通知書の提出と同時に提出しなければならない。
- (2) 提出した内容に変更があったときは、変更のある書類に関し遅滞なく提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (3) 工事完成時においては、約款第33条第1項に規定する完成通知書の提出と同時に提出しなければならない。

(工事主管課長における確認)

第10条 工事主管課長は、第6条に定める各提出書類どおりに施工が行われているかについて、現場に監督職員を派遣して確認するとともに、次に掲げる事項に

ついて確認しなければならない。なお、確認方法については、実地での確認と同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた確認方法によることができる。

- (1) 配置技術者の適格性及び専任制
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出状況
- (3) 当該工事の下請予定額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上である場合は、報告されている監理技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている技術者であって、かつ、監理技術者講習を有効期間内に受講している者であること。
- (4) 工事を一括して下請業者に請け負わせていないこと。
- (5) 1件の下請額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上である場合は、下請業者が建設業の許可を受けていること。
- (6) 市から直接工事を請け負った元請が一般建設業者である場合は、下請額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上でないこと。
（財政課長への報告）

第11条 工事主管課長は、前条各号の規定に違反している疑い又は事実がある場合は、総務部財政課長に報告しなければならない。

（下請選定の留意事項）

第12条 元請は下請を選定するときは、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 原則として、法第3条の許可を受けた者（許可業者）であることとし、やむを得ず無許可業者と契約する場合で材料を提供するときには、提供する材料費に留意すること。
- (2) その工事を施工するに足りる技術力を有し、法に規定する主任技術者を適切に配置できること。
- (3) その工事を施工するに足りる労働力、機械器具を確保できること。
- (4) 常時10人以上の労働者を使用しているときは、就労規則を作成し、労働基準監督署に届出がなされていること。
- (5) 経営内容が安定していること。
- (6) 賃金が常に適正に支払われ、支払の遅延等がないこと。
- (7) 過去において労働災害を頻繁に起こしていないこと。
- (8) 法第28条に基づく監督処分を受け営業停止期間又は天童市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受け指名停止期間でないこと。
- (9) 健康保険（日雇健康保険を含む。）、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）並びに労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に

加入しており、保険料を適正に納付していること。

(10) 建設業福祉共済団の共済及び建設業退職金共済に加入しており、掛金を適正に納付していること。

(11) 工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められるときは、下請代金の不払いを起こすおそれがないこと。

(12) 材料費等その他工事の施工のために必要な経費を内訳明示し、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した見積書を作成するよう努めること。なお、法定福利費については、必要経費として適正に内訳明示され、確保されていること。

(13) 材料費等の額は、工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものではないこと。

(下請代金の支払条件)

第13条 元請は、前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めなければならない。

2 元請は、請負代金の部分払及び完成払を受けたときは、受けた日から1か月以内までに出来る限り短い期間内に、下請に対し、出来形部分に相応する部分払及び完成払を行わなければならない。

3 下請代金の支払は、原則として現金払とするが、やむを得ない場合は、現金と手形の割合が現金60パーセント以上になるよう努めるとともに、手形期間は60日以内になるよう努めなければならない。なお、元請の都合により現金払を手形払に変更するときは、当該手形の割引に要する費用は、元請が負担しなければならない。

4 元請は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、下請に対して、その旨を必要な情報と併せて通知しなければならない。

5 下請は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、元請に対して、その旨を必要な情報と併せて通知しなければならない。

6 元請は、工期内の賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要があるときは、下請約款及び下請契約書の定めるところにより、変更の措置をとらなければならない。

7 元請は、注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる下請契約を締結したときは、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせてはならない。

8 元請が特定建設業者である場合の下請契約の下請代金は、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内でできる限り短い期間内に支払わな

なければならない。

- 9 元請が特定建設業者である場合には、下請が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、第三者（当該下請以外の下請を含む。）に損害を与えることのないよう下請の保護及び指導に十分配慮しなければならない。

（下請工事の施工管理）

第14条 市から直接工事を請け負った元請は、下請工事に係る施工管理を的確に行うとともに、下請に対して指導、助言その他の必要な措置を行わなければならない。

- 2 元請は工事現場に主任技術者を配置し、下請に対して下請施工に係る施工技術の管理に努めなければならない。また、市から直接工事を請け負った元請が特定建設業者であって、下請発注額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）のときは、元請は監理技術者を配置しなければならない。

- 3 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請業者の保護及び指導に努めなければならない。

（労働環境整備及び雇用管理体制）

第15条 元請は、下請に対して、次に掲げる事項について指導しなければならない。

- (1) 労働者の雇入れに当たっては、募集を適法に行い、労働契約書の作成又は雇入通知書を交付すること。
- (2) 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。
- (3) 労働者に対し、技能訓練を実施するよう努めるとともに、安全衛生教育を実施し、労働災害発生の防止に努めること。
- (4) 雇用者に対し、1年に1回以上定期健康診断を実施すること。
- (5) 労災保険を補完する任意の保険の加入に努めること。
- (6) 労働者に対する退職金を積立てること。

（社会保険等未加入建設業者への指導等）

第16条 元請は、下請契約に当たっては社会保険等加入建設業者を選定することとし、やむを得ず社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結するときは、当該下請から社会保険等への加入に関する申出書（様式第7号。以下「申出書」という。）を提出させなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った元請は、下請から提出された申出書について、その写しを市に提出しなければならない。また、市から直接工事を請け負った元請以外の元請は、前項により提出させた申出書について、自らの元請を通じ、市から直接工事を請け負った元請に提出するものとする。

- 3 市から直接工事を請け負った元請は、自身の下請以降の全ての下請の社会保険等の加入及び未加入の状況を下請報告書、申出書等により確認し、未加入の下請に対しては、自身の下請等に協力させ、又は直接加入指導を行うものとする。

4 市から直接工事を請け負った元請以外の元請は、下請の社会保険等の加入及び未加入の状況を下請報告書、申出書等により確認し、未加入の下請に対して加入指導を行うものとする。また、市から直接工事を請け負った元請が行う指導に協力するものとする。

(関係法令の周知徹底)

第17条 元請は、下請に対し、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守するよう指導するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよう指導しなければならない。

(市の指導等)

第18条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に定める措置等を行うものとする。

- (1) この要領の遵守について、市から直接工事を請け負った元請に対して必要な指導、助言又は勧告を行う。
- (2) 前号の指導等に従わない場合又は指導した事項に関する措置結果が適切と認め難い場合には、天童市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成19年市告示第66号）に基づく指名停止を行う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に執行する入札から適用する。

この要領は、令和4年4月1日以降に執行する入札から適用する。

この要領は、令和5年1月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

下請（計画・変更・結果）報告書

年 月 日

天童市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

建設工事請負契約約款第8条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象工事

工 事 名

2 下請報告事項 《 該当する項目の□に○印を付してください。 》

下請計画（契約時）・変更報告（変更時）

上記工事の施工にあたっては、その工事の一部を、

他の建設業者に請け負わせることなく、すべて当社で施工します。

他の建設業者に請け負わせます。

検討中（「下請業者一覧表」の提出は不要）

別添「下請業者一覧表」のとおり

下請結果報告（工事完成時）

上記工事の施工については、その工事の一部を、

他の建設業者に請け負わせることなく、すべて当社で施工しました。

他の建設業者に請け負わせました。（変更がなければ下請業者一覧表の提出は省略可）

3 暴力団排除に係る誓約

天童市建設工事請負契約約款（平成9年市告示第18号）第49条第1項第6号に該当せず、また、令和8・9年度天童市競争入札参加登録申請において提出した誓約書の各項目を遵守することを報告します。

下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、市に提出します。

（競争入札参加資格者名簿に登録されていない建設業者は、この項目3を削除し、様式第5号を提出すること。）

下 請 業 者 一 覧 表

工 事 名			
請 負 業 者 名 (元 請)			
契 約 金 額	当 初 契 約 額	¥	円 (税込)
	最 終 契 約 額	¥	円 (税込)

1次下請への下請総額 円

【備考】

※1「下請契約書の種類」欄

以下の「イ」～「ハ」のいずれかを記載すること。

イ 建設工事標準下請契約約款

ロ 工事下請基本契約書と注文書等

ハ 個別工事下請契約約款と注文書等

ニ その他

※2「下請金額」欄

金額の変更があった場合は「最新」欄に変更後の契約額を記載すること。

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

(○次下請)

下 請 業 者 名			
工 事 内 容		工 事	
下請契約締結年月日		年 月 日	
下請契約書の種類			
下 請 金 額 (税 込)	当 初	円	
	最 新	円	
下請代金支払条件 前金払・部分払・完成払			
支 払 代 金 の 割 合	現 金	%	
	手 形	%	
	手形決済期間	日	
工事完了検査日(予定)		年 月 日	
建設業退職金共済証紙交付枚数(予定)		枚	

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

※事業者ID及び現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
(次)会社名 ・事業者ID	_____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名			年齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID				雇用保険						年月日
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____					_____
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年月日	
_____	_____	_____	_____	歳	////	_____	_____	_____	_____	年月日	

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- …現場代理人 ● …作業主任者 (注) 2.) ● …女性作業員 ● …18歳未満の作業員
- …主任技術者 ● …職 長 ● …安全衛生責任者 ● …能力向上教育 ● …危険有害業務・再発防止教育
- …外国人技能実習生 ● …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・ 事業者ID	_____
----------------	-------

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容	_____		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
現場代理人名	_____	雇用管理責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	専 門 技 術 者 名	_____
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	_____
資 格 内 容	_____	担 当 工 事 内 容	_____

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID	_____	代表者名	_____
住 所 電 話 番 号	_____		
工 事 名 称 及 工 事 内 容	_____		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	_____
資 格 内 容	_____	専 門 技 術 者 名	_____
		資 格 内 容	_____
		担 当 工 事 内 容	_____

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
(次)会社名 ・事業者ID	_____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名			年齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID				雇用保険						年月日
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____					_____
				歳	////		年 月 日				
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	
_____	_____	_____	_____	年 月 日	////	_____	_____	_____	_____	年 月 日	
				歳	////					年 月 日	

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者 (注) 2.) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生 ⑪ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

誓 約 書

私 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 天童市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料の購入契約その他の契約）を締結することはありません。
- 3 下請負人等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、市に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、天童市との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、市に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。また、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であること。

天童市長

様

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

㊞

[下請負人用]

工 事 名

元 請 負 人

誓 約 書

私 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 天童市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約(資材、原材料の購入契約その他の契約)を締結することはしません。
- 3 契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて市に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、市から役員名簿等の提出を求められたときは、元請負人を通じて速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、天童市との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報(「110番通報等」)するとともに、市及び元請負人双方に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。また、指定暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。)であること。

天童市長

様

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

年 月 日

（元請人）様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

社会保険等への加入に関する申出書

社会保険等に関して以下のとおり申し出ます。

健康保険

- 年 月 日までに健康保険に加入します。（契約日から30日以内※）
 その他、健康保険に加入できない場合の理由等（具体的に記載すること。）

厚生年金保険

- 年 月 日までに厚生年金保険に加入します。（契約日から30日以内※）
 その他、厚生年金保険に加入できない場合の理由等（具体的に記載すること。）

雇用保険

- 年 月 日までに雇用保険に加入します。（契約日から30日以内※）
 その他、雇用保険に加入できない場合の理由等（具体的に記載すること。）

※相当の理由があると認められる場合は、60日（三次下請以降は90日）を限度として延長することができる。